

令和5年度第436回山口地方最低賃金審議会

令和5年8月7日（月）16時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 山口地方最低賃金審議会運営規程の改定について
- 2 令和5年度の山口県最低賃金の改正について
- 3 その他

山口地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

第7条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第9条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を附して、その都度山口労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月〇日から施行する。

(写)

令和 5 年 8 月 7 日

山口労働局長

名田 裕 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 6 日付け山口労発基 0706 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、全会一致をもって別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり令和 4 年 10 月 13 日改正発効の山口県最低賃金(時間額 888 円)は令和 3 年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会の要望事項及び山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の審議状況を明らかにするため、別紙 3 の「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」を添付する。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間928円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 888 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 10 月 13 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,170 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 か月換算額

$$888 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 125,937 \text{ 円}$$

(写)

令和 5 年 8 月 7 日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会
山口県最低賃金専門部会
部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 7 月 6 日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、審議において、労働者代表委員からは、連合リビングウェイジで示された時間額は 1,020 円であることから、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに急激な物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

一方、使用者代表委員からは、県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、中小企業における春闘の賃上げ率以上の最低賃金引上げとなることに対して、特に人件費増加に対する価格転嫁が実現出来ていないこと、県内の大半を占める、地域経済の主要な担い手である中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図る必要があること、さらには、今後の事業継続への不安等、厳しい意見が表明された。

具体的な審議経過については、別紙 2 のとおりである。

また、別紙 3 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の答申「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 4 年 10 月 13 日発効の山口県最低賃金（時間額 888 円）は、山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらには、近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、年収要件内での労働時間とするため、就業調整による労働現場での混乱を回避するためにも、発効日の見直しが必要とも考えられるが、発効日が各県ごとに異なる場合に、労働者の総賃金額に地域間格差が生じることから目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

部 会 長 代 理

難 波 利 光

神 保 和 之

小 林 友 則

(労働者代表委員)

大 原 敬 典

宮 本 晴 充

横 山 崇

(使用者代表委員)

阿 野 徹 生

藏 藤 共 存

坂 本 竜 生

(五十音順)

山口県最低賃金

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 928円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

はじめに

令和5年度の地域別最低賃金額改正については、4回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされ、審議を尽くしたところである。

また、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき比較したところ、令和4年10月13日発効の山口県最低賃金・時間額888円は、山口県の生活保護費を下回っていないことが確認された。

専門部会は4回開催され、その専門部会における労使の主な主張は以下のとおりであった。

労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 山口市消費者物価指数は、本年5月現在、同指数「総合」で105.8、前年同月と比べると3.6%上昇している。同指数「生鮮食品を除く総合」で105.6、前年同月比3.5%の上昇など、昨年から継続している物価上昇により、更なる生活者の支出が増加していることから、昨年以上の賃金引上げが必要である。
- 2 中央最低賃金審議会において、40円の目安額が示されたが、労働者側としても、まず、「連合リビングウェッジ」で示された時間額1,020円を早期に到達する必要があるため、引上げ金額については、現在の山口県最低賃金額888円が、「連合リビングウェッジ」で示した時間額1,020円と比較すると132円足りないものであり、3年間で到達するためには、年間44円の賃金引上げが必要であり、目安(40円)+4円、44円の引き上げを提示する。
との主張がされました。

第3回専門部会では、

- 1 最低賃金法第9条2項に基づく3要素のうち、「賃金」について、令和5年の春闘の賃金引上げ率は全体で3.79%、300人以上の企業の賃金引上げ率は3.91%となり高水準である。
また、山口県の賃金指数において、実質賃金は-3%となっており、物価上昇率が賃金上

昇率よりも高くなっていることから、更なる賃金引上げが必要である。

次に、「労働者の生計費」については、本年1月から国の「電気・ガス価格激変緩和措置」が10月以降は終了する予定であり、消費者物価指数が1%を超え、4.6%以上になるおそれがある。また、8月以降も食料品を中心に値上がりが予定されているため、最低賃金近傍の労働者の生活は更に苦しくなる予想される。

最後に、「通常の事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力ということではないと認識しており、また、「法人企業景気予測調査結果（中国財務局山口財務事務所）」によると、令和5年度の経常利益は前年度比35.1%の増益見込みと支払い能力は担保されている。

2 県内の若者の転入超過率（2022年）が-4.4%と転出超過の状況であり、人材流出に歯止めをかけるため、最低賃金引き上げが必要である。

3 第2回専門部会で提示した引上げ額44円の主張については、今回、中小企業・小規模事業者の厳しい経営環境にあることの主張を踏まえ、43円に歩み寄りたい。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

1 直近数年の審議結果における最低賃金引上げ額が急激であることは承知しており、中小・小規模事業者が大変な苦労をされていることは承知している。よって、目安額である40円まで歩み寄りたい。

2 春闘の結果は4月に判明し6月にはある程度必要な内容が見えてくるため、10月1日発効でも年内の調整に向けて企業は準備ができるはずである。発効日は昨年も遅れたが、労働組合が存在しない会社においては、発効後の遡及払いが困難であることから1日でも早い発効を希望する。

との主張がされました。

使用者側主張

第2回専門部会では、

1 最低賃金改定に向けた基本的認識であるが、地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に定める「地域別最低賃金の原則」に沿って、3要素を勘案して納得感のある水準として決定されるものでなければならない。したがって、これら3要素に係る県内のデータや各種調査結果を評価し、一定の金額を導き出すことが必要であり、その上で、中賃において示さ

れた目安額を参考とし結論を得ることになる。

まず、「賃金」については、本県における 300 人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が 2.79%であり、また、賃金改定状況調査によると、本県を含む B ランクの賃金上昇率は 2.0%となっており、いずれの指標も昨年より増加している。

「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和 5 年 6 月は 3.5%となっており、昨年来 3 %を超える高い水準が続いてきているが、今年に入り低下している。

「通常の事業の賃金支払能力」については、各種経済統計データによると、全体的には、「県内景気は持ち直している」との判断であるが、事業者数・労働者数の多くの割合を占め、最低賃金の影響を多く受ける中小企業・小規模事業者に関しては、景況判断は未だマイナスである。また、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、コロナ禍で売上が減少した企業への実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」返済が本格化し事業継続が困難となる事業者が発生する懸念がある。

- 2 物価上昇や人手不足等の厳しい事業環境の中で労働者の処遇改善は重要であるが、県内の大半を占める中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図ることが重要である。
- 3 具体的引上げ率としては、県内中小企業の春闘の賃金引上げ率 2.79%がより実情に近いと考えており、この春闘の賃金引上げ率に 3 月以降の物価上昇分 0.8%を賃金引上げ率に加算した約 3.6%から導いた 32 円を引き上げ額として提示する。
- 4 労働者側の主張の引上額 44 円がどのデータを根拠にしているのか明確に説明して欲しいし、「連合リビングウェイジ」を賃金引上げの根拠とすることが理解できない。
- 5 「価格転嫁状況及び賃金引上げに関する調査結果について（山口県中小企業団体中央会）」が中小企業・小規模事業者の実態を示すものであるため、特に確認頂きたい。多くは労働力の確保・定着のため賃金引上げが必要であると認識があるものの、先行きは依然として不透明な状況が続くことから、定期昇給はともかくベースアップ等の賃金引上げは困難な状況である。
- 6 政府が用意する賃金引上げ関連の助成金についても、設備投資のための自己財源を前提としており、申請が困難な事業者も多い。

との主張がされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 労働者側委員が主張する「通常の事業の支払い能力」の根拠データとする中国財務局山

口事務所が作成した「法人企業景気予測調査結果」の回答企業は、約 100 社であり、この約 100 社の内訳は大企業 24 社、残りが中堅・中小企業の回答となっている。大企業の経常利益は、50.8%と大きく増益している一方、中堅企業の経常利益は - 26.6%、中小企業の経常利益は - 16.5%となっている。最低賃金近傍で働く労働者が多いのは、中堅・中小企業であり、「経常利益が増益となっており、通常の事業の支払い能力」が担保されているとすることの根拠データとして適切ではない。

原材料費の価格転嫁は進んでいるものの、人件費までの転嫁ができていないなど十分ではなく収益を圧迫している。企業が実際に実施している賃金引上げについても人手不足対策としての「防衛的賃上げ」である。

- 2 労使交渉の結果である春闘の賃金引上げ率 2.79%が 3 要素を最もよく考慮したものであると認識している。
- 3 公益委員から「人材確保の観点からも、広島県等の近隣県との賃金格差是正のために提示額を再度検討頂きたい。」との提案があったが、本県における 3 要素の状況を踏まえ、妥当な額として提案した 32 円増について理解して頂いた上での提案ということであれば再検討することとし、検討した結果、昨年 10 月から本年 6 月までの山口市消費者物価指数の上昇の影響分として 1.4%を算出している。春闘の賃金引上げ率 2.79%にこれを加算して導いた 37 円を再提示する。
- 4 公益委員から「対前年比物価上昇率の平均値で算出した物価上昇を加味すると 38 円でも実質賃金は現状維持にすぎないため、これ以上の引き上げを検討頂きたい。」との再提示があったが、対前年比物価上昇率の平均値を賃金引上げ額の根拠とする理由が明確ではない。
- 5 発効日については、部会長から説明があったとおり、10 月 1 日発効が本当に適切かという点について本質的議論を行う必要がある。10 月 1 日発効ありきではなく、審議の結果で決まるものであることから、公労使で丁寧な議論を行っていききたい。

との主張がされました。

第 4 回専門部会では、

- 1 県内 29 人以下の春闘の賃金引上げ率は 1.82%と低く、これは「通常の事業の支払い能力」を加味されており、同事業者の実態が反映されていることを理解頂きたい。
- 2 公益委員から「広島県が目安額とおりの 40 円で決着があったため提示額を再度検討頂きたい。」との再度の提案があったが、広島県との賃金格差が最低でも広がらない金額で

ある 40 円を引上げ額として再度提示する。ただし、この金額が歩み寄れる上限額である。

- 3 発効日に関する提案であるが、本日結審すれば、10 月 1 日発効となるわけであるが、使用者側の支払いに向けた準備期間が必要であるし、参考人意見陳述でもあったように昨年も半数が勤務短縮をしており、本年も 10 月 1 日発効となると年末に向けて年収要件内での労働時間とするため、更なる労働時間短縮（就業調整）が必要であることから労働現場では混乱を招く懸念がある。
- 4 他県の発効日が続々と 10 月 1 日に決まっている中で、山口県のみが翌年 1 月 1 日発効とすることは現実的ではないものの、将来的には翌年 1 月 1 日発効とすることが望ましい。
- 5 発効日が異なる場合に労働者の総賃金額に地域間格差が生じることや、各県では横並びを意識する等の問題があるため、目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、中央最低賃金審議会が発効日の目安を示すことが必要である。

改正日の目安も 1 月 1 日と示されれば、他県とのバランス、年収の壁の解消に繋がると考えている。このような意見があることを、答申の中で将来的に国や中央最低賃金審議会が発効日について検討すべきと要望する。

との主張がされました。

意見の一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめた結果、公労使で意見が一致したところである。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 888 円
- (3) 発効日 令和4年10月13日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(91,170円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$$888 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 125,937 \text{ 円}$$

(写)

令和5年8月7日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会
山口県最低賃金専門部会
部会長 難波 利光

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、審議において、労働者代表委員からは、連合リビングウェッジで示された時間額は1,020円であることから、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに急激な物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

一方、使用者代表委員からは、県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、中小企業における春闘の賃上げ率以上の最低賃金引上げとなることに対して、特に人件費増加に対する価格転嫁が実現出来ていないこと、県内の大半を占める、地域経済の主要な担い手である中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図る必要があること、さらには、今後の事業継続への不安等、厳しい意見が表明された。

具体的な審議経過については、別紙2のとおりである。

また、別紙3のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月13日発効の山口県最低賃金（時間額888円）は、山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらには、近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、年収要件内での労働時間とするため、就業調整による労働現場での混乱を回避するためにも、発効日の見直しが必要とも考えられるが、発効日が各県ごとに異なる場合に、労働者の総賃金額に地域間格差が生じることから目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会でも各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長
部会長代理

難 波 利 光
神 保 和 之
小 林 友 則

(労働者代表委員)

大 原 敬 典
宮 本 晴 充
横 山 崇

(使用者代表委員)

阿 野 徹 生
藏 藤 共 存
坂 本 竜 生

(五十音順)

山口県最低賃金

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 928円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

●はじめに

令和5年度の地域別最低賃金額改正については、4回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされ、審議を尽くしたところである。

また、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき比較したところ、令和4年10月13日発効の山口県最低賃金・時間額888円は、山口県の生活保護費を下回っていないことが確認された。

●専門部会は4回開催され、その専門部会における労使の主な主張は以下のとおりであった。

●労働者側主張

第2回専門部会では、

- 1 山口市消費者物価指数は、本年5月現在、同指数「総合」で105.8、前年同月と比べると3.6%上昇している。同指数「生鮮食品を除く総合」で105.6、前年同月比3.5%の上昇など、昨年から継続している物価上昇により、更なる生活者の支出が増加していることから、昨年以上の賃金引上げが必要である。
- 2 中央最低賃金審議会において、40円の目安額が示されたが、労働者側としても、まず、「連合リビングウェイジ」で示された時間額1,020円を早期に到達する必要があるため、引上げ金額については、現在の山口県最低賃金額888円が、「連合リビングウェイジ」で示した時間額1,020円と比較すると132円足りないものであり、3年間で到達するためには、年間44円の賃金引上げが必要であり、目安(40円)+4円、44円の引き上げを提示する。
との主張がされました。

第3回専門部会では、

- 1 最低賃金法第9条2項に基づく3要素のうち、「賃金」について、令和5年の春闘の賃金引上げ率は全体で3.79%、300人以上の企業の賃金引上げ率は3.91%となり高水準である。
また、山口県の賃金指数において、実質賃金は-3%となっており、物価上昇率が賃金上

昇率よりも高くなっていることから、更なる賃金引上げが必要である。

次に、「労働者の生計費」については、本年1月から国の「電気・ガス価格激変緩和措置」が10月以降は終了する予定であり、消費者物価指数が1%を超え、4.6%以上になるおそれがある。また、8月以降も食料品を中心に値上がりが予定されているため、最低賃金近傍の労働者の生活は更に苦しくなる予想される。

最後に、「通常の事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力ということではないと認識しており、また、「法人企業景気予測調査結果（中国財務局山口財務事務所）」によると、令和5年度の経常利益は前年度比35.1%の増益見込みと支払い能力は担保されている。

2 県内の若者の転入超過率（2022年）が-4.4%と転出超過の状況であり、人材流出に歯止めをかけるため、最低賃金引き上げが必要である。

3 第2回専門部会で提示した引上げ額44円の主張については、今回、中小企業・小規模事業者の厳しい経営環境にあることの主張を踏まえ、43円に歩み寄りたい。

との主張がされました。

第4回専門部会では、

1 直近数年の審議結果における最低賃金引上げ額が急激であることは承知しており、中小・小規模事業者が大変な苦労をされていることは承知している。よって、目安額である40円まで歩み寄りたい。

2 春闘の結果は4月に判明し6月にはある程度必要な内容が見えてくるため、10月1日発効でも年内の調整に向けて企業は準備ができるはずである。発効日は昨年も遅れたが、労働組合が存在しない会社においては、発効後の遡及払いが困難であることから1日でも早い発効を希望する。

との主張がされました。

●使用者側主張

第2回専門部会では、

1 最低賃金改定に向けた基本的認識であるが、地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に定める「地域別最低賃金の原則」に沿って、3要素を勘案して納得感のある水準として決定されるものでなければならない。したがって、これら3要素に係る県内のデータや各種調査結果を評価し、一定の金額を導き出すことが必要であり、その上で、中賃において示さ

れた目安額を参考とし結論を得ることになる。

まず、「賃金」については、本県における 300 人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が 2.79%であり、また、賃金改定状況調査によると、本県を含む B ランクの賃金上昇率は 2.0%となっており、いずれの指標も昨年より増加している。

「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和 5 年 6 月は 3.5%となっており、昨年来 3%を超える高い水準が続いてきているが、今年に入り低下している。

「通常の事業の賃金支払能力」については、各種経済統計データによると、全体的には、「県内景気は持ち直している」との判断であるが、事業者数・労働者数の多くの割合を占め、最低賃金の影響を多く受ける中小企業・小規模事業者に関しては、景況判断は未だマイナスである。また、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、コロナ禍で売上が減少した企業への実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」返済が本格化し事業継続が困難となる事業者が発生する懸念がある。

- 2 物価上昇や人手不足等の厳しい事業環境の中で労働者の処遇改善は重要であるが、県内の大半を占める中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図ることが重要である。
- 3 具体的引上げ率としては、県内中小企業の春闘の賃金引上げ率 2.79%がより実情に近いと考えており、この春闘の賃金引上げ率に 3 月以降の物価上昇分 0.8%を賃金引上げ率に加算した約 3.6%から導いた 32 円を引き上げ額として提示する。
- 4 労働者側の主張の引上額 44 円がどのデータを根拠にしているのか明確に説明して欲しいし、「連合リビングウェイジ」を賃金引上げの根拠とすることが理解できない。
- 5 「価格転嫁状況及び賃金引上げに関する調査結果について（山口県中小企業団体中央会）」が中小企業・小規模事業者の実態を示すものであるため、特に確認頂きたい。多くは労働力の確保・定着のため賃金引上げが必要であると認識があるものの、先行きは依然として不透明な状況が続くことから、定期昇給はともかくベースアップ等の賃金引上げは困難な状況である。
- 6 政府が用意する賃金引上げ関連の助成金についても、設備投資のための自己財源を前提としており、申請が困難な事業者も多い。

との主張がされました。

第 3 回専門部会では、

- 1 労働者側委員が主張する「通常の事業の支払い能力」の根拠データとする中国財務局山

口事務所が作成した「法人企業景気予測調査結果」の回答企業は、約 100 社であり、この約 100 社の内訳は大企業 24 社、残りが中堅・中小企業の回答となっている。大企業の経常利益は、50.8%と大きく増益している一方、中堅企業の経常利益は-26.6%、中小企業の経常利益は-16.5%となっている。最低賃金近傍で働く労働者が多いのは、中堅・中小企業であり、「経常利益が増益となっており、通常の事業の支払い能力」が担保されているとすることの根拠データとして適切ではない。

原材料費の価格転嫁は進んでいるものの、人件費までの転嫁ができていないなど十分ではなく収益を圧迫している。企業が実際に実施している賃金引上げについても人手不足対策としての「防衛的賃上げ」である。

- 2 労使交渉の結果である春闘の賃金引上げ率 2.79%が 3 要素を最もよく考慮したものであると認識している。
- 3 公益委員から「人材確保の観点からも、広島県等の近隣県との賃金格差是正のために提示額を再度検討頂きたい。」との提案があったが、本県における 3 要素の状況を踏まえ、妥当な額として提案した 32 円増について理解して頂いた上での提案ということであれば再検討することとし、検討した結果、昨年 10 月から本年 6 月までの山口市消費者物価指数の上昇の影響分として 1.4%を算出している。春闘の賃金引上げ率 2.79%にこれを加算して導いた 37 円を再提示する。
- 4 公益委員から「対前年比物価上昇率の平均値で算出した物価上昇を加味すると 38 円でも実質賃金は現状維持にすぎないため、これ以上の引き上げを検討頂きたい。」との再提示があったが、対前年比物価上昇率の平均値を賃金引上げ額の根拠とする理由が明確ではない。
- 5 発効日については、部会長から説明があったとおり、10 月 1 日発効が本当に適当かという点について本質的議論を行う必要がある。10 月 1 日発効ありきではなく、審議の結果で決まるものであることから、公労使で丁寧な議論を行っていきたい。

との主張がされました。

第 4 回専門部会では、

- 1 県内 29 人以下の春闘の賃金引上げ率は 1.82%と低く、これは「通常の事業の支払い能力」を加味されており、同事業者の実態が反映されていることを理解頂きたい。
- 2 公益委員から「広島県が目安額とおりの 40 円で決着があったため提示額を再度検討頂きたい。」との再度の提案があったが、広島県との賃金格差が最低でも広がらない金額で

ある 40 円を引上げ額として再度提示する。ただし、この金額が歩み寄れる上限額である。

- 3 発効日に関しての提案であるが、本日結審すれば、10 月 1 日発効となるわけであるが、使用者側の支払いに向けた準備期間が必要であるし、参考人意見陳述でもあったように昨年も半数が勤務短縮をしており、本年も 10 月 1 日発効となると年末に向けて年収要件内での労働時間とするため、更なる労働時間短縮（就業調整）が必要であることから労働現場では混乱を招く懸念がある。
- 4 他県の発効日が続々と 10 月 1 日に決まっている中で、山口県のみが翌年 1 月 1 日発効とすることは現実的ではないものの、将来的には翌年 1 月 1 日発効とすることが望ましい。
- 5 発効日が異なる場合に労働者の総賃金額に地域間格差が生じることや、各県では横並びを意識する等の問題があるため、目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である。よって、今後は、中央最低賃金審議会が発効日の目安を示すことが必要である。

改正日の目安も 1 月 1 日と示されれば、他県とのバランス、年収の壁の解消に繋がると考えている。このような意見があることを、答申の中で将来的に国や中央最低賃金審議会が発効日について検討すべきと要望する。

との主張がされました。

●意見の一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめた結果、公労使で意見が一致したところである。

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 888 円
- (3) 発効日 令和4年10月13日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,170円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

$$888 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 125,937 \text{ 円}$$